

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団「芸術文化団体」登録申請のご案内

営利を目的とせず、武蔵野市民による芸術文化活動を武蔵野市内の文化施設で行っているアマチュア団体で、武蔵野市民の芸術文化の振興に関する事業のために施設を使用する場合、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団「芸術文化団体」として申請することができます。登録要件、並びに活動要件を満たしている団体は、使用希望する施設へ必要書類を整えてから提出してください。厳正なる審議審査の後、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団が承認した場合に限り、登録となります。

※ 現在、市内の文化施設については、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団が市の指定を受けて管理運営をしており、市の条例に基づいて芸術文化団体の審査基準を定めています。そのため、指定管理者が変更になった際は、承認が無効となる場合があります。

1. 登録要件

- (1) 本拠地、並びに活動の拠点が、武蔵野市内にあること。
- (2) 構成員(継続して活動している会員)の半数以上が、武蔵野市内在住、在勤、在学する者であること。
- (3) 規約又はこれに類するものを有すること。
- (4) 構成員による会費を主たる財源として運営されていること。入場料収入を主な財源としている場合は認められません。
- (5) 宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- (6) 設立後1年以上の継続した活動実績が必要で、利用希望の施設(武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、吉祥寺シアター、武蔵野公会堂及び武蔵野スイングホール)において、過去5年以内に1回以上自主公演、または、展示会を行っており、継続的かつ計画的な芸術文化活動を主に武蔵野市内で行っていること。

※ ピアノ教室、バレエスクールなど、いわゆる教室のような活動を行っている団体は、申請できません。団体名が相違しても実態が同じ運営である場合も、申請できません。

※ リハーサル及び練習使用のみでは、施設の使用実績にならず、申請できません。本公演を武蔵野市の文化施設で行っている団体に限られます。

2. 活動内容要件(芸術文化活動の分野の一例として)

- (1)音楽を主とする活動
- (2)舞台芸術(演劇・舞踊など)を主とする活動
- (3)メディア芸術(映像・コンピュータグラフィックなど)を主とする活動
- (4)伝統芸能(邦楽・謡曲など)を主とする活動
- (5)美術、写真等の発表、活動

※登録団体として利用いただく場合の活動内容は、申請される芸術文化活動に限られます。

3. 対象施設

武蔵野市民文化会館	大ホール、小ホール (〒180-0006 武蔵野市中町3-9-11 TEL.0422-54-8822)
武蔵野芸能劇場	小劇場、小ホール (〒180-0006 武蔵野市中町1-15-10 TEL.0422-55-3500)
武蔵野公会堂	ホール (〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町1-6-22 TEL.0422-46-5121)
武蔵野スイングホール	スイングホール(イベントホール) (〒180-0022 武蔵野市境2-14-1 TEL.0422-54-1313)
吉祥寺シアター	劇場 (〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-33-22 TEL.0422-22-0911)

※上記の施設において、優先的に施設申込が可能となります。ただし、複数の芸術文化団体が同日に申込をした場合は、抽選となります。

4. 減免割合

施設		減額割合
武蔵野市民文化会館	大ホール、附属設備	使用料金の5割
	小ホール、附属設備	使用料金の5割
武蔵野芸能劇場	小劇場、小ホール、附属設備	使用料金の5割
武蔵野公会堂	ホール、附属設備	使用料金の5割
武蔵野スイングホール	コンサートホール(スイングホール)、附属設備	使用料金の5割
吉祥寺シアター	劇場、けいこ古場、附属設備	使用料金の5割

5. 登録申請提出書類

- (1) 「芸術文化団体登録申請書」 ※HP からダウンロード、または施設窓口にご用意しております。
- (2) 団体規約
※規約に盛り込む事項・会の名称・会の目的・会の活動内容・会の構成員・役員(構成員の範囲、役員の選出方法など)・会の運営方法・会費・その他
- (3) 会員名簿(住所、氏名、在勤者は勤務先、在学者は学校名を記したもの)
- (4) 団体の次年度予算書
- (5) 団体の次年度事業計画書
- (6) 事業収支決算報告書(2名の監査の承認が必要。要押印かサイン)
- (7) 武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、吉祥寺シアター、武蔵野公会堂、及び武蔵野スイングホールにおいて、過去5年以内に1回以上自主公演、または、展示会を行った活動実績がわかるもの

※予算書・事業計画書・収支決算報告書に関しては、公演ごとではなく、年度ごと(または、1年ごと)で作成してください。

6. 登録申請提出先

利用希望施設窓口へ提出してください。

7. 登録にかかる審査について

申請提出していただいた書類は、厳正に審査後、承認・不承認にかかわらず、結果を郵送にて通知いたします。

審査及び登録承認は、申請書類が提出されてからとなりますので、期間に余裕を持って申請してください。

また、内容確認のために申請書に記入された連絡先にお問合せをする場合があります。

8. 登録承認について

承認された団体へ、芸術文化団体登録承認書(以下、「承認書」という。)を、郵送します。

施設申込手続きの際は、必ず、承認書を持参くださるようお願いいたします。

なお、承認書を第三者に貸与又は譲渡することはできません。

9. 芸術文化団体登録内容の変更について

団体の名称、代表者など団体登録の内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。
変更届書に変更内容を記入し、窓口へ提出していただく必要があります。

10. 登録期間について

芸術文化団体の登録期間は、登録が承認されてから1年間となります。交付する承認書に有効期限を記載いたします。

登録を更新する場合は、改めて登録申請をしていただく必要があります。更新の手続きの際は、登録内容が要件を満たしているかどうか再審査いたします。

なお、手続きは芸術文化団体の登録方法と同様になります。

※ただし、指定管理者が変更になった場合は1年未満で無効となる場合があります。

11. 登録の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、登録が取り消されます。

- (1)登録要件、活動内容の要件を欠いたとき
- (2)不正な手段により登録の承認を受けたとき
- (3)承認書の不正使用をしたとき
- (4)使用の目的に違反もしくは、偽りの行為等の事実が認められたとき
- (5)取消しの申し出があったとき

※登録の取消したときは、登録取消通知書により通知いたします。

12. その他

記載のない事項については、別途定めます。

13. お問い合わせ

ご不明な点は、使用を希望する施設へお問い合わせください。